

平成26年 第3回浜松市議会定例会
一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 袴田修司

質問	答弁
<p>1 行政サービスのコンシェルジュ機能の拡充について</p> <p>(1) 保育園の待機児童対策の一つとして導入された、保育サービス相談員は、どのようなコンシェルジュ機能を発揮しているか。これまでの利用状況及び具体的な相談内容について伺う。</p> <p>(2) 身近な行政窓口としての協働センターにおいて、住民サービスや自治会活動などへのコンシェルジュ機能を果たす職員を配置した窓口を設けたらどうかと考えるが、協働センターの役割と機能をどのようにしていくのか伺う。</p> <p>(3) 市民サービスを向上するために、あらゆる分野の窓口でのコ</p>	<p>兼子こども家庭部長</p> <p>1 (1)</p> <p>ご質問の1番目の1点目、保育サービス相談員についてお答えします。本市では、4月から各区役所に保育士や幼稚園教諭等の資格を有するものを保育サービス相談員として配置し、専門的な知識を活かした、きめ細かな対応に努めております。主な業務内容は、入所希望者には保育所の情報を、また、待機児童となった場合には、ほかの保育所の入所状況や幼稚園、認証保育所等で利用可能な施設の情報を提供することであり、保護者が施設を選択するための支援をしております。また、育児相談などにも応じ、こめ4月からの相談対応件数は、延べ3,000件を超えております。今後、新制度において新たに実施する地域型保育事業などを含め、必要となる情報をさらに収集し保護者個々の子育てニーズに適確に対応できるよう、質の高い保育相談事業に取り組んでまいります。</p> <p>岩井市民部長</p> <p>1 (2)</p> <p>次に、ご質問の1番目の2点目、協働センターの役割と機能についてお答えいたします。ご案内のとおり、平成25年度から公民館を「地域づくり」の拠点と位置づけ、協働センターとし、その機能発揮のため、協働センター職員をコミュニティ担当職員と位置付けました。コミュニティ担当職員は、地域課題の解決に向けた相談・支援や、地域の声に耳を傾け、地域と行政をつなぐ役割を担っており、正に議員ご指摘のとおり、住みよいまちづくりを進めるためのコンシェルジュであると考えております。また、平成26年度からは試行的に1区1協働センターにコミュニティ担当職員として再任用職員を配置し、これまで培った豊かな行政経験と人脈を活用しながら、地域と行政とを結ぶパイプの役割をしているところでございます。今後についてでございますが、協働センターが地域の皆様における身近な相談窓口であるためには、コミュニティ担当職員の資質の向上と体制の整備が不可欠でございます。このため、従来の市民協働に関する研修に加え地域住民とともに地域課題の解決に取り組むモデル事業の実施や再任用職員の登用の拡大を図り、協働センターの機能を強化してまいります。</p> <p>鈴木副市長</p> <p>1 (3)</p> <p>次に、ご質問の1番目の3点目、コンシェルジュ機能の充実についてお答えいたします。本市では、平成5年から総合窓口制を導入し、転入</p>

質問	答弁
<p>ンシェルジュ機能の充実が求められていると思うが、それを実現するための組織横断的な業務連携の仕組みや人材育成などをどのように考えているか伺う。</p>	<p>や転居などに伴う一連の申請に際し、区民生活課や協働センターなどにおいてワンストップで対応できる体制としております。また、長寿保険課に高齢者に対する総合相談窓口を設置するなど、市民に身近な窓口業務においては、できる限り1箇所の窓口でサービスが受けられるようにしております。一方で、住民ニーズが多様化、複雑化していることから、質の高い行政サービスを提供することが求められております。このため、個々の業務において職員個人の能力を向上させ、専門性の高い組織とすることが必要でございます。こうしたことから、職員については、職場におけるOJTの実践をとおして、自らが担当する業務について、行政のプロとして高い専門性を持つように育成を図るとともに、職員間の連携を密にし、関係課へ確実につなぐなど、部や課の枠組みを越えた連携を図ることによりできる限りワンストップのサービスに近づけるよう努めているところでございます。今後におきましても、市民の皆様のニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、業務に精通した職員の人材育成に努めるとともに、部局間の連携を一層強化してまいります。</p>
<p>2 行財政改革の新たな取り組みについて</p> <p>(1) これまでの事業仕分けをさらに進化させた、市民団体や民間企業・機関等からの応募を受ける「提言型政策仕分け」を全事業を対象として実施すべきと考えるが、浜松市のこれまでの事業仕分けの成果と課題、今後の取り組みの方針を伺う。</p>	<p>寺田企画調整部長 2 (1)</p> <p>次に、ご質問の2番目の1点目、事業仕分けのこれまでの成果と課題についてお答えいたします。本市の事業仕分け、いわゆる外部評価は平成20年度に始まり平成24年度までの5年間、市民評価者を交えた会議方式により実施してまいりました。この間、評価手法の見直しを重ねてまいりましたが、評価する事業数が限られることや、毎年評価者が替わるため評価のスキルが上がらず、結果、事業の廃止や再構築などに繋がらないという課題も生じていました。そこで、平成25年度につきましては、庁内プロジェクトチームにて2次評価した36政策221事業を中心に全ての政策と事業を対象に、ホームページ等で広く市民の意見を聴く手法を取り入れました。こうした取り組みにより従来の会議方式に比べ、評価の効率を高めることができましたが、応募件数が53人112件と少なかったことや評価の基となる政策事業シートが市民にとって分かりにくかったという課題も残りました。そこで今後に向け、政策事業シートの見直しや市民への周知方法を工夫してまいります。また、「提言型政策仕分け」につきましては、市民団体や民間事業者からの創意工夫された提案によって、行政コストの削減や市民サービスの向上に繋がるものと考えられます。しかしながら他市の状況を見ますと、提案事業が事業者ニーズに合わなかったことや、提案事業者が必ずしも契約相手になれるものではないことなど、提案者にとってメリットが少ないことから、年々提案件数が減少し、導入後数年で廃止に至っているところが多いという実態もわかってまいりました。こうしたことから、本市といたしましては引き続き、他の自治体の取り組み状況に注視しながら調査研究してまいります。</p>

質問	答弁
<p>(2) 公共資産運用や公共サービスの最適化を図るためには、官民連携（PPP）の手法を積極的に導入すべきと考える。本市でも西遠流域下水道事業の移管に関して「コンセッション」制度の導入に向けての検討がされており、今後さらに水道事業やJR駅周辺の市営駐車場運営への導入の可能性の検討もされていると思われる。また、新病院建設事業や新清掃工場建設事業などでも官民連携手法の導入がなされることを期待するが、現在の取り組み状況を伺う。</p> <p>(3) 行政コストの大幅な削減を実現するには、公共調達の見直しによる抜本的な制度改革が必要であると考え。従来の入札制度の改革と併せて、国や公的機関などでの事例も見られる「競り下げ方式」など新たな手法の導入も含めて、市として調達制度の見直しにどのように取り組んでいるか伺う。</p>	<p>小柳財務部長</p> <p>2 (2)</p> <p>次に、ご質問の2番目の2点目、官民連携の取り組み状況についてお答えいたします。本市では、これまで指定管理者制度導入などを初め、民間ノウハウの活用について積極的に取り組んでまいりました。しかしながら、PFI導入については、所管部の取組みに任されていた部分が多くへ導入可能な施設も限られた状況でありました。このような状況の中、西遠流域下水道の移管につきましては、現在コンセッション方式の導入に向けて検討を進めております。民間に委ねる業務範囲が広く、かつ民間のノウハウや創意工夫を十分に生かした効率化が期待できることから、移管に伴う職員増員の抑制や財政負担が軽減できるものと考えております。また、新清掃工場については、基本計画策定業務においてPFI手法の導入を検討し、民間活力による設置・運用を前提に作業を進めているところでございます。市営駐車場については、JR浜松駅周辺に5箇所ございますが、来年度から指定管理者の創意工夫がより発揮されるよう、利用料金制を導入してまいります。今後、カーシェアリングやレンタカー事業などの付帯事業と一体運営することを視野に入れ、収益性などを見極めたうえで、コンセッション方式導入の必要性を模索してまいります。今後建設が予定されている新病院については、品質確保やコスト縮減などを考慮し、PPPの一環である設計施工一括発注、いわゆるデザインビルド方式など、整備手法の妥当性を検討しているところです。さらに、水道事業につきましては、将来のコンセッション方式の導入を見据え、民間に委ねる業務範囲の拡大や包括化など、段階的に官民連携を進めていきたいと考えております。これらの官民連携手法の導入を検討している施設に加え、他の保有資産についても施設改修や機能の統合などの検討が具体化した段階において、必ず官民連携手法の検討がなされるような仕組みを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>2 (3)</p> <p>次に3点目の、調達制度の見直しでございますが、市内業者優先を基本とする中で、地域内における競争性の確保という観点も踏まえ見直しを行ってまいりました。また、その際には、国からの技術的助言、国や他政令市等の取組み状況、行革審からの答申や監査報告などを踏まえてまいりました。具体的には、建設工事における入札については、発注者、入札参加者双方の事務の簡素化、入札に係る費用の縮減を図るため、県の共同利用電子入札システムに当初から参加し、平成20年度から130万円を超える全案件に電子入札を導入しました。次に、競争性の確保を図るため、一般競争入札における最低制限価格適用工事の上限額を19億4千万円から段階的に引下げ、平成26年度に1億円としました。また、価格と工事品質のバランス確保のため、総合評価落札方式の対象を順次拡大するとともに、評価項目についても担い手育成・確保や入札参加機会の確保及び参加者の増を図る観点からの</p>

質問	答弁
<p>3 子どもの成長段階や生活環境に応じた発達障害の支援策について</p> <p>(1) 発達障害の子どもへの支援については、その成長段階や家庭等の置かれている生活環境に応じた個人ごとの対応が必要であり、医療・保健、障害・児童福祉、学校教育、雇用などの関係部門が一体となって取り組むことが不可欠であるとする。本市で取り組んでいる、幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制を整備するとして「発達障害者支援体制整備事業」においては、どのような組織体制、仕組みで、事業展開をしようとしているのか伺う。</p> <p>(2) 学校教育においては、発達障害のある子どもへの支援が大きな課題となっている。発達支援学級に在籍したり、発達支援教</p>	<p>見直しを行なっております。更には、地域内の公平性、競争性の確保の観点から、一般競争入札の一部に設定していた地域要件についてその適用範囲を順次縮小しております。加えて、130万円以下の小額随意契約工事については、監査報告や他政令市の状況を踏まえ、公平性、競争性の観点から、本年10月1日からの見直しを実施します。一方、物品の入札につきましても、競争性の確保、発注者、入札参加者双方の事務の簡素化を目的とした、公募型見積合せ（オープンカウンター方式）を平成25年度から活用しております。また、競り下げ方式についても平成25年度から試験導入しております。これまでコピー用紙、木工家具類等5業種について試行しましたが、競り下げ効果が認められるもの、そうでないものがあり、工夫を講じつつ、継続して取り組んでまいります。更に来年度から県内で初めて物品の電子入札を段階的に導入していく予定であり、事務効率の向上、調達コストの縮減を期待しております。これらの見直しを着実に実行するとともに今後も先進事例など積極的に研究しつつ、不断の改善を講じてまいります。</p> <p>兼子こども家庭部長 3 (1)</p> <p>次に、ご質問の3番目の1点目、「発達障害者支援体制整備事業」における組織体制と事業展開についてお答えいたします。本市では、発達障害のある方やその家族が地域で安心して暮らせるよう、医療、保健、障害・児童福祉、学校教育、雇用など各分野の関係機関で構成された「発達障害児者支援体制整備検討委員会」を設置し幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備について協議を重ね、総合的・計画的に事業をすすめております。その取組みは、幼児期における早期発見・早期支援、各関係機関のつながりのある支援、人材育成、適切な支援が受けられる環境整備、就労支援、障害理解のための啓発活動などです。今後におきましても、発達障害児者の自立や社会参加を目指し、関係機関が一体となって事業を行うことができる協力体制の更なる強化や、成長段階、生活環境に応じた支援の質の向上に向けた取組みをすすめてまいります。</p> <p>児玉教育長 3 (2)</p> <p>次に、ご質問の3番目の2点目、発達障害のある子どもの支援の現状と今後の対応についてお答えいたします。本市では、発達障害のある子どもに対して、発達支援教育コーディネーターを中心に校内委員会</p>

質問	答弁
<p>室や通級指導教室に通級している子どもは、少人数の集団の中でそれぞれに応じた指導・支援を受けることができる。一方で、発達障害を持ちながら、通常学級に在籍している子どもたちも年々増加しており、学校現場では、個に応じた学習支援など、よりきめ細かい対応が求められている。特に、言葉の壁もあり発達障害のある外国人の子どもへの対応に苦慮しているという声も聞いている。また、不登校児童生徒を対象とする適応指導教室でも、発達障害を考慮した対応が求められている。さらに、児童自立支援施設内の市立小中学校の分校でも発達障害のある子どもが増加していることから、その対応に一層の配慮を要するとのことである。このようにさまざまな場で発達障害のある子どもへの手厚い支援が必要と思われるが、関係機関との連携も含め、発達障害のある子どもたちが適切な支援を受け、よりよく育つために教育委員会として現状をどのように把握し、どう対応していくのか伺う。</p>	<p>で全職員が共通理解をし、発達支援教室で個別に指導をするなどの支援をしております。必要に応じて、医師や臨床心理士等の専門的な助言を受ける場合もあります。また、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する 70 校に対しましては、バイリンガルの支援員等を派遣し、言葉の壁を取り除くことで個々の発達を把握しながら、個に応じた指導の充実に努めております。さらに、児童自立支援施設内分校の子どもに対しては、指導主事が定期的に訪問し、教職員の声を聞きながら対応をしております。加えて、施設や児童相談所の職員等と連携し、子どもが達成感や充実感を味わうことができるよう指導しております。今後も発達支援教育の理念を根幹に据え、子ども一人一人を大切にされた教育を行ってまいります。</p>
<p>4 健康寿命日本一の都市を持続するための取り組みについて</p> <p>(1) 市民が日々の健康づくりに取り組むための施策としてスタートした「うごく&スマイル」の参加状況をどの程度把握しているか。また、参加者の拡大と事業の普及に関しては、どのような対策を行っているか。さらに、民間の健康保険組合や企業への</p>	<p>山下医療担当部長</p> <p>4 (1)</p> <p>ご質問の 4 番目の 1 点目、うごく&スマイル事業についてお答えします。今年度は、市民がより取り組めるよう、魅力ある特典の用意と、ポイントが付与されるプログラムカレンダーを作成し周知にも工夫するなど多くの市民の参加を期待して 6 月から開始いたしました。実施にあたっては、健康はままつ 21 推進協力団体である 164 団体をはじめ多くの企業等に対し、ポイントカードが付いたスマイルシートを現在までに約 7 万枚配布したところでございます。今後は、秋から集中的に開催されるウォーキングイベントなど、市や企業が実施する大</p>

質問	答弁
<p>働きかけは行ったのか伺う。</p> <p>(2) 予防医療に関して、特定健康診断やがん検診の受診率を高くしていくことが大きな効果をもたらすものと思われるが、受診率を向上させるための具体的な施策はどのようになされているか。また、国保以外の健康保険組合などとの連携も必要だと考えるがどうか伺う。</p> <p>(3) 介護予防においては、サービス受給の半数を占める、認知症の早期発見、早期支援処置が地域ケアの核心的な課題であり、医療・介護・福祉の関係機関が連携し、家庭と地域と行政が役割分担して行動できるような、総合的な対策を進める必要があると考えるが、本市で進められている認知症対策総合支援事業も含めた取り組み状況とその成果、今後の課題について考えを伺う。</p>	<p>規模な催しが控えておりますので、さらに参加者が増えるよう市の啓発ブースを設けて取り組んでまいります。</p> <p>4 (2)</p> <p>次に、2 点目の特定健康診査とがん検診の受診率向上のための施策についてお答えします。特定健康診査とがん検診の受診率向上につきましては受診券の同時発送を始めとして、健康づくりイベントや健康ポイントプログラム会場において関係所管課と連携し啓発活動を実施しております。がん検診におきましては、平成 25 年度から市の制度内容をわかりやすく掲載したチラシを子育て世代に配付するとともに、がん検診推進協定企業にも周知・啓発をお願いしているところであります。また、本年度は平成 21 年度から 24 年度の 4 年間に子宮頸がん、乳がんの無料クーポン券未使用者に対し、再配付するとともに、10 月には未受診者に対し受診勧奨のはがきを送付し、受診率向上に取り組んでまいります。さらに 8 月 28 日には協会けんぽ静岡支部と「健康づくりの推進にむけた包括的事業連携に関する協定」を締結しました。これにより市内約 1 万事業所のおよそ 19 万人の加入者に対しまして、がん検診の制度周知や、特定健診との同時受診の啓発を行うことが可能となり新たな受診者の掘り起こしを期待できるものと考えております。なお、現在厚生労働省の研究班が 20 大都市健康寿命第一位の要因を分析しており、その結果を更なる健康寿命の延伸に役立てていきたいと考えております。</p> <p>高林健康福祉部長</p> <p>4 (3)</p> <p>次に、ご質問の 4 番目の 3 点目、認知症対策の取り組み状況と今後の課題について、お答えいたします。まず、取り組み状況でございますが、今後における認知症高齢者の急増に対し相談から診断・治療まで、専門的な対応が可能な認知症疾患医療センターとして、昨年 7 月、聖隷三方原病院を全国で 10 番目の基幹型のセンターに指定いたしました。また、センターを中心とした認知症疾患医療連携協議会を本年 3 月に立ち上げ、かかりつけ医やサポート医、一般病院、精神科病院などとのネットワークづくりも進められ、早期発見や早期治療の対応が可能となっております。認知症の予防対策でございますが、これまでの研究では、運動や栄養が発症を抑制させる可能性があることが分かっております。この考え方に基づき、有酸素運動や買い物、調理などを組み合わせ、社会的つながりと自主的な活動を目指した結果、軽度の認知症が回復したという報告事例もございます。このため、本市におきましても、認知症対応型デイサービスなどにおいて、関係者の協力が得られれば、予防活動のモデル検証事業に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

質問	答弁
<p>5 浜北新都市開発整備事業の成果と課題について</p> <p>(1) 浜松地域テクノポリス計画の中核事業として、独立行政法人都市再生機構を事業主体として平成12年度から整備が進められてきた「浜北新都市土地区画整理事業」は実質的な事業は完了したと考えるが、公共施設整備も含めて、市としてこの事業に投じた金額と、市有地の処分の状況はどうか。また、この事業が地域にもたらす効果や地域活性化についてどう評価しているかなど、本市の都市計画事業としての総括を伺う。</p> <p>(2) 市が管理責任を持っている、公共施設用地はいまだに利活用の方針や計画が示されていない。また、地元の自治会からも、土地利用の要望が出されていると聞く。さらに現状においては、十分な整地もされていないようで、居住環境の面でも問題であると考え。市有地の適正な管理、遊休地の有効活用という資産経営の取り組みからも、早急に具体的な対応をすべきと考え、どうか伺う。</p>	<p>河合都市整備部長</p> <p>5 (1)</p> <p>次に、ご質問の5番目の1番目、浜北新都市開発整備事業の総括についてお答えいたします。浜北新都市開発整備事業につきましては、平成12年度に都市計画事業として、土地区画整理事業の事業認可を受け、24年度に事業が完了いたしました。本事業は、施行面積が161.7ha、事業費が約260億円、関連公共事業を含めると約381億円を要した事業となっております。また、事業実施に伴い、都市再生機構や市が企業用地等の確保のため、事業地内の用地を先行取得しております。これらの用地は、保留地と合わせて企業用地等に43ha、住宅用地として29haを事業進捗にあわせ売却しております。そのうち、市有地に関しましては、6.1haを企業用地等として売却しております。そのような中で、本年8月現在、区域内において2,106世帯、6,368人の方が居住しております。また、企業用地等は24社に全て分譲済みであり、現在の従業員数は約1,500人となっております。本事業による事業効果や地域活性化の評価につきましては、緑豊かな自然環境を生かし災害に強い安全で安心に暮らせるゆとりと潤いのある居住環境が形成され、多くの方々が居住されています。また、事業の実施に伴い企業集積が図られ、新しい産業拠点として大きな効果が発揮されるとともに、新たな雇用の場が確保されたことにより、地域の発展に繋がるものと考えています。</p> <p>小柳財務部長</p> <p>5 (2)</p> <p>次に、ご質問の5番目の2点目、浜北新都市開発整備事業地区内の未利用公共施設用地についてお答えいたします。当該土地は、平成25年2月に土地開発公社から買い戻し、現在は浜北区で普通財産として日常的な管理をしています。当該土地についての利活用に対し、袴田議員から平成20年2月、平成22年2月と二度にわたり質問があったことは承知しております。当時の副市長答弁では、地元要望については、この用地のあり方について浜北区において取りまとめ、関係機関と調整を図っていく旨の答弁をした経緯がございますが、現在まで具体的な利活用がされないままとなっている事実がございます。これまで、当該土地については、一時的なものを含め活用したいという問い合わせや購入希望など複数いただいております。民間の事業者にとっても注目度の高い土地であると認識しています。しかしながら、地区計画により教育施設用地となっていること、面積が約3ヘクタールと広大であることなどにより、現在まで未利用の状況となっております。過去に答弁したとおり、人口減少や少子高齢化など、本市を取り巻く今後の社会情勢を考えた場合、新たな公共施設を設置することにつきましては、非常に厳しい状況にあることには変化がないと考えております。このため当該土地の利活用の方針については、浜北区が地域のご意見等を改めて伺ったうえで、財務部が中心となり、資産経営の観点から暫定的な貸付を行うことや、地区計画を変更し売却することなど</p>

質問	答弁
	<p>も視野に入れるなど、幅広く関係各部と調整を行い資産経営推進会議に諮ってまいります。その結果、利活用方針が決定した場合、事業者等との調整などは財務部が行うこととし、地区計画変更などの地元調整が必要な場合は浜北区が対応してまいります。なお、土地活用の方向性が決定するまでは、定期的な除草作業などを継続して行い、周辺環境に配慮した適切な管理に努めてまいります。</p>